福 ト 協 第 3 号
令和２年４月１３日

会 員 各 位

公益社団法人福島県トラック協会
会 長　　右 近 八 郎

「新型コロナウィルス感染症」の感染拡大防止について（お願い）

会員各位におかれましては日頃から当協会の活動に対しご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
又、今般の「新型コロナウィルス感染症」の全国への蔓延という、過去に例をみない困難な状況のなか、国民のライフラインを守るべくご努力いただいておりますことに深く敬意を表します。

さて、県の新型コロナウィルス感染症対策本部から、「改正基本対処方針に基づいた新型コロナウィルス感染症対策の着実な実施」と「新型インフルエンザ等対策特措法に基づく『繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛』要請」について協力要請がきております。

つきましては、会員各位はもとより従業員やそのご家族まで要請内容をご周知いただき、福島県内における感染拡大防止にご協力いただきたくお願い申し上げます。

資料　・福島県新型コロナウィルス感染症対策本部長　発出文書
　　　・４月１１日付け「知事メッセージ」

以上

担当部署：総務部

２コ対第　１２　号
令和２年４月１２日

公益財団法人　福島県トラック協会長　様

福島県新型コロナウイルス
感染症対策本部長

新型インフルエンザ等感染症対策特別措置法に規定する
基本的対処方針の改正について（通知）

このことについて、令和２年４月１１日付け事務連絡で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別紙のとおり通知がありましたので、貴職におかれましては、改正基本的対処方針に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施されますようお願いします。

なお、県におきましては、昨日開催しました第１３回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第２４条第９項に基づき、「繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛」を県民に対し要請しておりますので、貴職におかれましても御協力をお願いします。

おって、別添のとおり令和２年４月１１日付けで知事メッセージを発出しておりますことを申し添えます。

【事務担当】総括班　電話 024-521-7872
e-mail：corona-soukatsu@pref.fukushima.lg.jp

＜県民の皆様へのメッセージ＞

本日、政府は新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、新型コロナ対応のため策定した「基本的対処方針」を見直し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第２４条第９項に基づき、「繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛要請」を緊急事態宣言の対象となった特定都道府県以外の都道府県にも拡大することを決定しました。

福島県においては、新型コロナウイルス感染症患者が継続して感染者が増加している厳しい状況にあり、県内初となるクラスター感染事例も発生するなど、爆発的な感染拡大を抑えられるかどうかの瀬戸際が続いております。

県民の皆様には、今回の政府の決定を踏まえ、これまでお願いしてきたことに加え、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出は控えるよう強くお願いいたします。

ここで、県民の皆様に、改めてお願いをいたします。

○　咳エチケットや手洗いを始めとした基本的な感染症対策を徹底し、「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「３つの密」を避けるようお願いします。発熱や咳など、少しでも症状があれば、通勤や通学は控えてください。

○　繁華街の接客を伴う飲食店等への外出は控えるよう強くお願いをいたします。

○　緊急事態宣言の対象となった地域と本県との不要・不急の往来は控えるようお願いいたします。

○　緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、宣言の対象となった地域から本県への不要・不急の移動は控えるようお願いします。

○　就職や転勤などのやむを得ない事情で、対象地域から転入された方については、感染拡大防止の観点から、２週間は不要・不急の外出を控え、健康管理を徹底していただき、少しでも症状があれば速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡されるようお願いします。

○　新型コロナウイルスの陽性となった方やその関係者に対する差別や偏見はしないようお願いをいたします。

自分を守ること、そして自分の大切な人を守る行動が社会を守ることにつながります。

全県一丸となってこの困難、難局を乗り越えていくことができるよう、皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。

令和２年４月１１日

福島県知事　内堀　雅雄